

# 新型コロナウイルス感染症予防に係る学内外行動等ガイドライン

令和3年8月4日（改定）  
県立保健医療大学

## はじめに

新型コロナウイルス感染症については、コロナワクチンの接種が進んできたものの、未だ収束せず、誰もが感染し、感染させる立場になる可能性があります。本学で保健・医療を学ぶ学生の皆さんや教職員は、正しい知識をもとに、他の模範となる行動を行う必要があります。学内外において注意すべき事項等について以下のとおり示しますので、これに従い適切に行動してください。

## 1 感染防止対策の基本的な考え方

### (1) 健康観察・記録の実施

- ・「健康・行動記録票」で毎日の健康状態、行動を記録すること。体調不良時や県外との往来時等、必要に応じて大学が確認を行う。

### (2) 登校の判断

- ・発熱や全身倦怠感、味覚・嗅覚障害、呼吸困難等の体調不良時は、登校せずに医療機関を受診又は受診相談コールセンターに連絡し、状況を大学に報告すること。
- ・バイト先などの関係者や友人、家族などが感染者、濃厚接触者（検査中を含む）となったり、その可能性がある場合（親の職場や兄弟姉妹の学校等で感染者が発生した等）は、すぐに大学に連絡すること。

### (3) 県外との往来について（詳細は県外との往来に係るガイドライン参照）

- ・下記の「感染拡大地域（※）」との往来は原則自粛とする。これら地域との往来が必要な場合は、事前に学科に相談すること。

※ 本学では、政府による緊急事態宣言の対象地域、まん延防止等重点措置の対象地域、「直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数（都道府県別）」が15人以上となっている都道府県のいずれかに該当する地域を「感染拡大地域」としています。

URL: <https://hazard.yahoo.co.jp/article/20200813#number> 参照

- ・感染拡大地域以外への移動の場合でも、帰省、旅行等の都道府県をまたぐ移動の際には、感染状況を踏まえ、ご家族や友人とも相談し、慎重に判断するとともに、移動する場合は十分に注意して行動すること。
- ・なお、学外実習（生体形態学を除く）の予定がある場合は、感染拡大地域であるか否かを問わず県外との往来を規制される場合があるので、少なくとも実習開始日の2週間前からは、山形県内に滞在するようにすること。

### (4) マスクの着用

- ・学内では、食事や水分補給の時以外は、必ず不織布マスクを正しく着用する。（指示がある場合を除き、講義中の水分補給を可とする。）
- ・食事の際は「黙食」とし、マスクを外しての会話は一切しない。
- ・大人数、大声での会話はしない。

### (5) 身体的距離の確保

- ・人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。座る場合は、一定の距離を確保して座る。
- ・会話をする時は、可能な限り真正面を避ける。

## (6) 手指の洗浄・消毒の実施

- ・屋外から屋内へ入る場合、多くの人が触れた可能性のあるものを触った場合や食事の前などは、必ず手洗い又は消毒液による消毒を行う。

## (7) 換気の徹底

- ・エアロゾル感染にも留意し、常時又は時間を決めて窓や扉を開け、換気を行う。

## 2 学内施設における感染防止対策

### (1) 校舎出入口

- ・登校時、設置してある消毒液で必ず手指消毒及び検温を行うこと。

### (2) 1F中央ホール

- ・ソーシャルディスタンスを確保し、「着席禁止」の表示がある場所には座らないこと。
- ・ベンチやソファについては、対面とならないよう、十分な距離を確保して配置すること。
- ・大人数、大声で話をしたり、騒いだりしないこと。
- ・ホールにてイベント等を開催する場合は、収容人数、配置及び換気等に十分配慮すること。
- ・食堂における密を避けるため、ホール内のベンチでの飲食を認める。

### (3) エレベーター及び階段

- ・利用人数は原則3人までとし、会話は禁止する。
- ・開閉・階数ボタンは肘を使って押す等、極力素手で触らないこと。また、階段手すりには触れないようにし、もし、これらに触れた場合は、消毒又は手洗いを行うこと。

※ エレベーターの使用が優先される方

- (ア) 身体的な理由（一時的な体調不良を含む）により、階段を使用しての移動が困難な方
- (イ) 台車を利用して運ばなければならない程度の荷物のある方

### (4) トイレ

- ・トイレ内での会話を禁止する。密にならないよう、混んでいる場合は、廊下で待機すること。
- ・ウイルスの飛散を防ぐため、便座のふたを閉めた後に水を流すこと。用を済ませた後は、流水と石鹸でよく（30秒以上）手を洗うこと。
- ・退出時は、備え付けのペーパータオルで手を拭き、ペーパータオルを持った手でドアの取手を押し、外に出るようにし、ペーパータオルはトイレの外のごみ箱に捨てること。
- ・他に使用者がいない場合は、節電のため照明スイッチを切ること。なお、スイッチはペーパータオルを介して切ること。トイレは密閉空間のため、換気扇は常時作動させること。
- ・歯磨きの際の飛沫の拡散にも十分注意すること。

### (5) 更衣室

- ・更衣室内では会話をしないこと。混んでいる場合は、廊下で待機すること。
- ・滞在時間は必要最小限とし、更衣が済み次第、速やかに退室すること。
- ・退室後、必ず手洗い又は手指消毒を行うこと。
- ・私物の共同使用（使い回し）は絶対に行わないこと。ロッカーは使用者が確実に施錠し、鍵を持って退室すること。なお、使用者がいない時にドアを開放して換気を行う場合があり、その際の事故（紛失・盗難等）については、大学では一切責任を負わないので留意すること。

### (6) 食堂

- ・入室時及び退出時は、必ず入口右側の手洗所で手洗いをする。
- ・テーブルや椅子のレイアウトを変更せず、打合せ等を行う場合も含め、十分距離を保つこと。
- ・食事中は会話をしない（黙食）こととし、会話時は必ずマスクを着用すること。
- ・衛生上、リュックやバッグなどの手荷物は、床及び食事用テーブルの上には置かず、手荷物用

のかごを利用すること。(近日中に設置予定)

#### (7) 図書館

- ・閲覧・学習用の席(椅子)の移動は行わないこと。
- ・2時間に1回10分間程度換気を行う。(司書が実施)。

#### (8) 情報処理教室

- ・他者との間隔を確保すること。椅子の移動は行わないこと。
- ・退室後、直ちに手洗い又は手指消毒を行うこと。

#### (9) キャリアセンター

- ・入室は3名までとすること。センター前廊下まで資料の持ち出し(ソファでの閲覧)を認める。

#### (10) 体育館

- ・サークル活動を行う場合は、サークル活動ガイドラインに従って活動すること。
- ・玄関及び更衣室及び2階個室では、密にならないよう(5)更衣室の例に準じること。

### 4 授業における感染防止対策

#### (1) 学内授業

- ・講義室及び講堂では、必ずシールの貼ってある席に座ること。演習室等については、適宜距離を保ち、教員の指示に従うこと。
- ・最初に入室した者は、入口のドアを開放すること。また、授業開始前に窓を全開(開けられない旨表示がある箇所を除く)にすること。  
※ 外気温や天候等の関係で常時窓を開けることが困難な場合は、講義の途中で換気を行う。
- ・授業後には、必要に応じて机の表面やマイクを消毒すること。

#### (2) 学外実習

- ・実習参加に係る条件・遵守事項を担当教員に確認し、必要な対応を行うこと。
- ・実習中は、実習先の指示に従い行動すること。
- ・マイクロバス等での移動の際は、補助席を除く全席の利用を認めるが、常に対角線上に窓を開けるなど十分に換気を行うとともに、車内ではマスクを着用し、会話は行わないこと。

### 5 日常生活における感染防止対策

#### (1) 健康管理

- ・毎日、「健康・行動記録票」に体温、健康状態、行動履歴等を記録すること。(再掲)

#### (2) 通学

- ・公共交通機関を利用する場合は、マスクを装着し、身体的距離の確保に留意すること。

#### (3) アルバイト

- ・アルバイト先においても、本ガイドラインに従って準じて行動すること。
- ・感染防止対策が十分でないと思われるアルバイトには従事しないこと。
- ・接待を伴う飲食店でのアルバイトには従事しないこと。

#### (4) 会食

※ ここで言う「会食」とは、「場所や形態を問わず、同居の家族以外の人と一緒に食事をする事」を指します。

- ・20歳以上の学生について、酒類を提供する飲食店の利用については、会話そのものが目的となり、マスクを外して大声での会話となったり、長時間の利用となることが想定されることから、これらの状況にならないよう十分に気をつけること。また、大人数(5人以上)での宴会は行わないこと。
- ・なお、利用の際は、県や自治体の感染対策の認証を受けた店とするとともに、周囲の客の状況

(マスクをしないで話をしていないか等) や換気の状態を確認し、不安を感じたら躊躇せずに速やかに退出すること。

- ・アパート等自宅に友人を呼んで行うパーティや宴会については、狭い空間を複数人で長時間共有することになるので当面の間、自粛すること。
- ・飲酒を伴わない会食でも少人数とし、県外から来た人や久しぶりに会う人との会食は控え、いつもの安心できる人と短時間で行うこと。
- ・食事中は会話をしない黙食とすること。会話をする場合は、必ずマスクを着用すること。
- ・カラオケを伴う店の利用は禁止とすること。
- ・路上飲みについては、品位に欠け、社会通念上も感染対策上も望ましくない行為であることから、絶対に行わないこと。

#### (5) スポーツ観戦等

- ・スポーツ観戦やコンサート等については、主催者側が国や県のガイドラインを守り感染対策をしっかり講じている場合は、マスクを外さない、大声を出さない、大声を出している人に近づかないなどの自己対策を行ったうえで、参加を認める。
- ・屋内の劇場、寄席、映画館についても同様とするが、感染防止対策に不安があると感じた場合は、速やかに退出すること。また、ライブハウスについては、最近、県内でクラスターが発生しており、観客と出演者の隔離、観客全員の常時マスク装着、十分な換気等の対策がなされていない店への出入りを禁止とする。

#### (6) 情報収集

- ・医療関係者として、感染の動向や知見に常に興味を持ち、新聞、テレビ、インターネット等で最新の正しい情報を収集すること。

### 6 その他

令和3年4月9日付け「新型コロナウイルス感染症予防に係る学内行動等ガイドライン」については、本通知をもって廃止する。